

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

1月10日は110番の日

110番通報をした場合、警察官が次のことを尋ねますので、落ち着いて話してください

▼何がありましたか ▼場所はどこですか(目標物は) ▼いつごろですか ▼犯人は(服装・人相など)
▼今、どうなっていますか(状況) ▼あなたの名前・住所・電話番号は

事件・事故の目撃以外でも、不審者や不審車両の情報など、ためらわず110番通報してください

日野町国保 特定健康診査(集団検診) 補足日について

平成20年度から国民健康保険の保険料を使い、特定健康診査を行うことになりました。年1回の特定健康診査を必ず受診しましょう。

※医療機関で高血圧や糖尿病などの治療を受けており、薬を飲んでいる人は特定健康診査を重ねて受ける必要はありません。

補足実施日 1月29日(木)

会場・受付時間

午前：町公民館(受付＝午前9時30分～午前10時30分)

午後：山村開発センター(受付＝午後1時30分～午後2時30分)

検査内容 ▼問診▼身体計測

▼肺がん検診(胸部レントゲン)▼血液検査(脂質、血糖、肝機能検査)：検査結果に影響を及ぼすため、検査前10時間以上は、お茶や水以外の飲食物を控えてください。午後の検査を受ける人は、軽めの朝食とし、検査までお茶や水以外の飲食物を控えてください

持参品 ①国民健康保険被保険者証②受診券、質問票、基本チェックリスト(65歳以上の人のみ)③肺がん検診受診票(希望者)※6～7月中に配布した「肺がん検診受診票」を持参ください。

自己負担金 特定健康診査：一律500円、肺がん検診：400円(住民税非課税世帯200円)

問合せ 役場健康福祉課

担当 伊田(電話72-0334)

機械・器具などの償却資産は申告が必要です

会社や個人が工場や商店、農業などを営み、その事業のために使う機械、器具、備品などの資産(償却資産)を所有する人は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容(新規購入・廃棄など)を所在市町村長へ申告することになっています。詳しくは下記にお問合せください。

対象外の償却資産 耐用年数1年未満・取得価格が10万円未満・自動車税や軽自動車税の課税対象となる車や小型特殊自動車など

問合せ 役場住民課

担当 音田(電話72-0333)

障害者控除対象認定書など発行手続きのお知らせ

▼障害者控除対象認定書：身体障害者手帳などを持っていない人で、要介護認定(要支援を除く)を受けている人は、申請により障害者控除対象認定書を交付します。

認定書は、確定申告など所得控除を受ける際に必要です。交付を希望する人は、役場健康福祉課へ申請してください。対象 平成20年中に要介護認定を受けている人で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない要介護1～5までの人

▼おむつ証明：平成20年中におむつを使っている要介護者で、おむつの医療費控除を前年に引き続き受ける人は、町

が発行する証明書とおむつ代の領収書で医療費控除が受けられます。なお、初回は、医師が発行する証明書が必要です。問合せ 役場健康福祉課 担当 景山(電話72-0334)

町営住宅第二黒坂団地入居者を募集します

住宅の名称 町営住宅第二黒坂団地

所在地 黒坂1184番地8

規模・構造 木造平屋建

募集戸数 2戸

月額家賃 18,200円～30,200円(所得に応じて変わります)

敷金 家賃の3か月分

入居資格 次の①～⑥の条件を満たす人

①町内に住所または勤務場所を有する人、町内に住所または勤務場所を有することが確実な人②同居または同居しようとする親族がある人(60歳以上の人および心身に障害がある人で同居親族がない人を含む)③入居予定者全員の合計月額所得が20万円以下の人(月額所得については、公営住宅法の計算により算出)④住宅がなく困っている人⑤町税を滞納していない人⑥暴力団員でない人(同居親族も含む)

申込方法 1月15日(木)までに、次の書類を役場産業振興課へ提出してください。

①申込書(役場産業振興課にあります)②入居者全員の所得証明書または源泉徴収票③入居者全員の住民票

問合せ 役場産業振興課

担当 山県(電話72-2101)

正しい申告を

期間中に確定申告

2月16日～3月16日

確定申告の時期になりました。平成20年中に所得があった人はすべて申告が必要です。この申告に基づき平成21年度の町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定します。

国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者は、所得がなくても必ず申告してください。申告をしていない場合は、所得が分からないため、保険税（料）の減額対象者でも減額が受けられなくなることがあります。

また、申告がないと所得証明などの証明書が発行できなくなりますので、期間内に必ず申告してください。

なお、確定申告書を期間内に税務署へ提出した場合は、あらためて住民税（町県民税）の申告は必要ありません。

■申告が必要な人 次のいずれかに当てはまる人は申告が必要です

【給与所得者でない人】

- ①事業所得（農業・商業・工業など）のある人
- ②不動産所得等（土地代、家賃、配当など）のある人

【給与所得者の人】給与所得者の所得税は、年末調整によって精算されるので確定申告の必要はありませんが、次のような人は申告が必要です。

- ①給与の年収が2,000万円を超える人
- ②2か所以上から給与を受けている人
- ③給与所得者で、年末調整した給与以外に収入のある人
- ④雑損控除などを受けようとする人

■申告に必要なもの 該当するものは必ず持参ください

- ①印かん
- ②税務署から申告書を送付される人はその申告書と、事業所得などがある人は同封の収支内訳書（申告書は1月下旬には直接本人に送付されます）
- ③農業所得がある人は、収支内訳書と内容がわかる書類（町作成の収支内訳書は、役場住民課または役場黒坂支所にありますのでご利用ください）
- ④給与、年金などがある人は源泉徴収票
- ⑤医療費控除を受ける人は、平成20年中に支払った医療費の領収書と、保険などで補てんされる金額の明細書

【参考】医療費控除額（最高限度額200万円）

$$\text{10万円と「総所得金額などの合（支払った医療費の額－保険金などで補てんされる額）－（計額の5\%のいずれか少ないほうの金額）」}$$

※医師の治療上、おむつの使用が必要となった人で1年目の人や、要介護認定を受けていない人で治療上のおむつ使用が必要な人については、主治医の「おむつ使用証明書」が必要となります。（証明書の用紙は役場住民課または役場黒坂支所にあります）

また、要介護認定を受けている人で、おむつの医療費控除を前年に引き続き受ける人については、町が発行する証明書（役場健康福祉課にあります）とおむつ代の領収書が必要です。

※医療費の領収書は、医療を受けた人別、医療費を支払った医療機関・薬局別に整理しておいてください。

- ⑥社会保険料（国民年金保険料）控除がある人は、社会保険庁から送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（はがき）
- ⑦生命保険料控除、地震保険料控除（旧長期損害保険料）がある人は、支払った保険料の証明書
- ⑧寄附金控除を受ける人は、寄附金の証明書など
- ⑨住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書。この控除を初めて受ける人は、このほかに登記簿謄本、住民票抄本、工事請負契約書
- ⑩公共事業で土地や家屋の買収があった人は、買取証明書
- ⑪山林、土地の譲渡があった人は、売買契約書
- ⑫還付申告の場合には、還付金の振込先の口座番号がわかるもの（本人名義の口座に限る）

平成 20 年分 確定申告日程

根雨・日野地区

お問合せは、役場住民課（電話 72 - 0333）まで

期 日	地区名	時 間	場 所
2月16日(月)	舟場 根雨3区	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月17日(火)	秋縄 下檀2区	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月18日(水)	根雨4区、榎市 下本郷、三土	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月19日(木)	高尾 板井原、根雨2区	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月20日(金)	後谷、根雨1区 安原	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月23日(月)	根雨5区、小原 濁谷、三谷1区、三谷2区	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月24日(火)	門谷 別所、貝原	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月25日(水)	金持 津地	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月26日(木)	野田 下檀1区	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
2月27日(金)	根雨6区 上本郷	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター

※ 3月2日(月)は、会場(機器)移動のため、申告受付日から除きます

黒坂・菅福地区

期 日	地区名	時 間	場 所
3月3日(火)	下上菅、中上菅 中菅、中菅中央、近江・畑	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館
3月4日(水)	黒坂6区、小河内、布瀬谷 黒坂5区	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館
3月5日(木)	黒坂1区 下菅、黒坂4区	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館
3月6日(金)	久住、黒坂7区 黒坂3区	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館
3月9日(月)	下黒坂、根妻 黒坂2区	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館
3月10日(火)	上上菅、井ノ原 諏訪、漆原、下福長	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館

補足日

期 日	地区名	時 間	場 所
3月11日(水)	黒坂・菅福地区の補足日	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館
3月12日(木)	全地区の補足日	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	町公民館
3月13日(金)	根雨・日野地区の補足日	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター
3月16日(月)	全地区の補足日	午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時	山村開発センター

■税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告相談を、米子コンベンションセンター（ビッグシップ）で開きます。
自分で申告書をつくるのが難しいときにご利用ください。

と き 2月2日(月)～3月16日(月)まで(土・日・祝日は除く) 受付:午前9時～午後4時
ところ 米子市末広町 294 米子コンベンションセンター（ビッグシップ）
問合せ 米子税務署 個人課税第一部門（電話 0859 - 32 - 4121）

町地域公共交通会議の 委員を公募します

町では、委員の任期満了に伴い、日野町地域公共交通会議の委員を公募します。

この会議では、町営バスの運行をはじめ、町民の生活に必要な公共交通サービスのあり方について協議・検討します。

町営バスを利用する人や、これからの公共交通サービス推進について意見がある人からの応募をお待ちしています。
募集人数 2人

応募要件 町内在住の20歳以上の人で、町営バスを利用している人または地域公共交通に関心がある人で、平日の会議に出席できる人

任期 平成21年2月6日から2年間

応募方法 1月23日(金)までに、応募用紙を役場企画政策課または役場黒坂支所まで提出してください(応募用紙は役場企画政策課と役場黒坂支所にあります)

問合せ 役場企画政策課(電話 72-0332)

町施設の指定管理者を公募します

▼町営駐車場指定管理者公募

対象施設 ①根雨上町駐車場(根雨728番地)②根雨下町駐車場(根雨287番地)

指定管理者が行う業務 駐車場の運営・維持管理に関すること

指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

応募者の資格 日野町内に事業所がある法人その他の団体

指定管理料 協定書で定めます
応募方法 所定の申請書(役場総務課にあります)に必要な書類を添えて、1月23日(金)までに、役場総務課へ提出してください。

選定方法 提出書類、面接などにより審査します

応募先・問合せ 役場総務課(電話 72-0331)

▼久住放牧場指定管理者公募

対象施設 日野町久住放牧場(久住1070番地5)

指定管理者が行う業務 施設の運営・維持管理に関すること

指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

応募者の資格 日野町内に事業所がある法人その他の団体

指定管理料 協定書で定めます
応募方法 所定の申請書(役場産業振興課にあります)に必要な書類を添えて、1月23日(金)までに、役場産業振興課へ提出してください

選定方法 提出書類、面接などにより審査します

応募先・問合せ 役場産業振興課(電話 72-2101)

▼町林業総合センター指定管理者公募

対象施設 町林業総合センター(舟場107番地1)

指定管理者が行う業務 施設の運営・維持管理に関すること

指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

応募者の資格 日野町内に事業所がある法人その他の団体

指定管理料 協定書で定めます
応募方法 所定の申請書(役場産業振興課にあります)に必要な書類を添えて、1月23日(金)までに、役場産業振興課へ提出してください

選定方法 提出書類、面接などにより審査します

応募先・問合せ 役場産業振興課(電話 72-2101)

4月から、し尿汲み取り料金が改定されます。また、クリーンセンターくぬぎの森へのごみの直接持ち込みが有料になります。ご協力をお願いします

し尿汲み取り料金

改定前	改定後(4月から)
160円(18リットル)	180円(18リットル)

可燃物直接持ち込み料金(事業所・一般家庭)

50kg未満(4月から)	500円
50kg以上(4月から)	10kgにつき100円加算

※町指定の可燃ごみ袋での搬入は無料

問合せ 役場産業振興課 担当 中田 (電話 72-2101)

求人情報 ～ハローワーク根雨から～

求人事業所名	所在地	職種	年齢	賃金(円)	就業時間
(有)花風車 (ポプラ日野根雨店)	根雨	販売係	不問	650～800(時給)	17:00～0:00
(有)花風車 (ポプラ日野根雨店)	根雨	販売係	不問	650～800(時給)	9:00～17:00
日野病院組合	野田332	看護師	59歳以下	186,700～320,000	8:30～17:15 16:30～9:45 7:30～16:15 10:30～19:15

■求人は男女不問です ■すでに求人が取り消されている場合はご了承ください ■上記は町内のみ。他町の情報は、町図書館または黒坂支所でご覧ください ■求人情報に関するお問い合わせは、ハローワーク根雨(米子公共職業安定所根雨出張所)【電話 72-0065】まで